

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

保険医療機関等の指定(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(〃)

土地収用法による土地の立入り(管理課)

土地収用法による事業の認定(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 選管告示

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇ 教委告示

教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第九百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団愛生会長田産婦人科医院	米子市上後藤三三一一	昭和六十三年七月七日
医療法人社団松本歯科診療所	鳥取市上魚町四九	昭和六十三年七月二十二日
面影薬局	鳥取市大杣四九一	〃
大森生協診療所	鳥取市西品治八〇六	昭和六十三年八月一日

鳥取県告示第九百二十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
長田産婦人科医院	米子市上後藤三二三一	昭和六十三年六月三十日
松本歯科医院	鳥取市上魚町四九	昭和六十三年五月三十一日
面影薬局	鳥取市大杵四九一	昭和六十三年六月十八日
鳥取生協病院附属大森生協診療所	鳥取市西品治八二九一二	昭和六十三年七月三十一日

鳥取県告示第九百二十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

図書番号	種 別	題 名	類 別	
			発 行 記 号 等	表示された発行者の名称
3155	雑誌その他 の刊行物	THE ラブジュース	LJ-H H-H	テリス出版
3156	"	猿猴肉体帳 つまんで欲しい	JJ-D タD	テリス出版
3157	"	突刺	JJ-タ タタ	楠コスモデザイン
3158	"	尻ふり淫女 祭りはやし	JJ-F タF	Do 企画
3159	"	S POON vol.20	SP-H H-H	Do 企画
3160	"	恥辱の悶え 綺麗に撮ってね	JJ-G タG	Do 企画
3161	"	ナイト・エンジェル	NA-H H-H	Do 企画
3162	"	濡れる柔肌 傷あとの嘆き	JJ-E タE	Do 企画
3163	"	ザ・裏天国 6月号	雑誌コー F041 75-6	コバルト社
3164	"	シネマロード 6月号	雑誌 0435 5-6	株式会社サン出版
3165	"	Cosmos 通信 7月号	雑誌 1396 3-7	考友社出版株式会社
3166	"	シネマロード 7月号	雑誌 0435 5-7	株式会社サン出版
3167	"	GALS ACTION 7月5日増刊 快楽写真CLUB	雑誌 0258 4-7	考友社出版株式会社
3168	"	THEポッキー通信 9月号	なし	三共図書出版社
3169	"	ザ・裏マガジン 10月号	雑誌コー F041 99-10	コバルト社

3170	"	アップル通信 10月号	雑誌 0155 9-10	三和出版株式会社
3171	"	Gals Action 11月号	雑誌 0258 8-11	孝友社出版株式会社
3172	"	ザ・ベスト MAGAZINE 11月号	雑誌 1400 8-11	KKベストセラーズ
3173	"	VIDEGAL通信 NO.9	なし	株式会社波速書房
3174	"	GALS STORY NO.4	なし	三共図書出版社

鳥取県告示第九百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二十条の規定により告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河瀬歯科医院	鳥取市西町二丁目一〇三十一	昭和六十三年八月七日

五臓巴薬局岩倉店	鳥取市卯垣一三四一三	昭和六十三年八月一日
足立歯科医院	境港市上道町一九八九	"
有限会社たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一	"
吉成薬局	鳥取市吉成七七九一四一	"
稲垣歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野一八四一	昭和六十三年八月二日
西倉薬局	倉吉市西倉吉町二一五	昭和六十三年八月一日
本田医院	米子市八幡七〇三一	"
大森生協診療所	鳥取市西品治八〇六	"
井上歯科医院	八頭郡家町大字郡家六四七	"
倉吉病院歯科	倉吉市上井二五一	"
増田耳鼻咽喉科医院	倉吉市宮川町二五六一四	昭和六十三年八月十八日
松田医院	倉吉市新町三丁目一一七八	昭和六十三年八月十五日
上原産婦人科医院	倉吉市塚町二丁目九六二一二	昭和六十三年八月十六日
足立医院	東伯郡羽合町大字久留一四二一四	昭和六十三年八月十八日
仲村医院	西伯郡岸本町大蔵字北上二木一〇八六	昭和六十三年八月十五日
伊達医院桜谷分院	鳥取市桜谷三六七	昭和六十三年八月二十三日

たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一六	昭和六十三年八月十五日
ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬一一九五—三	昭和六十三年八月十七日
ホスピタウン薬局	米子市河崎五七四—一	昭和六十三年八月十五日
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町二五—一	昭和六十三年九月一日
上村整形外科医院	鳥取市戎町一〇六	"
安田医院	鳥取市青葉町一丁目二二七	"
武信産婦人科医院	鳥取市材木町一五—二	"
野口内科	米子市角盤町四丁目五	"
芦立外科脳神経外科医院	米子市西福原三七〇—四	"
門脇内科医院	境港市明治町一七—二	"
井田内科医院	境港市小篠津町八九八	"
江頭歯科医院	鳥取市田園町四丁目三六一	"
島田産業有限公司 社米子店	米子市東倉吉町六四	"
岸岡薬局	米子市両三柳二五—四	"
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五—二	昭和六十三年九月六日
船木歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江六九—二	昭和六十三年九月十五日

永見齒科クリニク	境港市誠道町五六—二	昭和六十三年九月二日
岡本医院分院	鳥取市南栄町一一—三	"
たなか小児科医院	鳥取市與南町七六	昭和六十三年九月十四日
真誠会医院	米子市河崎五八〇	昭和六十三年九月九日
有限会社香林堂 薬局	鳥取市與南町六七	昭和六十三年九月十四日

鳥取県告示第九百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
本田医院	米子市八幡七〇三—一	昭和六十三年八月一日

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
安部内科医院	米子市西福原一五五六―一七	昭和六十三年九月二十日

大森生協診療所	鳥取市西品治八〇六	"
井上歯科医院	八頭郡家町大字郡家六四七	"
倉吉病院歯科	倉吉市上井二五一	"
ホスピタウン薬局	米子市河崎五七四―一	昭和六十三年八月十五日
たなか小児科医院	鳥取市興南町七六	昭和六十三年九月十四日
真誠会医院	米子市河崎五八〇	昭和六十三年九月九日
有限会社杏林堂薬局	鳥取市興南町六七	昭和六十三年九月十四日

鳥取県告示第九百二十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社杏林堂薬局	鳥取市興南町六七	昭和六十三年九月二十日
湖山歯科医院	気高郡気高町大字勝見七四	"
梶谷医院	米子市大崎三〇三五	"
ホスピタウン薬局	米子市河崎五七四―一	"

ホスピタウン薬局	米子市河崎五七四―一	"
有限会社杏林堂薬局	鳥取市興南町六七	昭和六十三年九月二十八日
たなか小児科医院	鳥取市興南町七六	"

鳥取県告示第九百三十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線八東大内線電線張替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡船岡町大字大江並びに智頭町大字市瀬及び大字西野地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十三年十月四日から同年十一月三十日まで

鳥取県告示第九百三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

泊村

二 事業の種類

泊地区防災緑地広場建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡泊村大字泊字御崎殿及び字荒神前地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所

泊村役場

鳥取県告示第九百三十三号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年四月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字日吉津一二一九

上野幸雄

鳥取県告示第九百三十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、名和支店に関する部分は昭和六十三年十月十七日から、銀座支店に関する部分は同月二十五日から施行する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

御来屋支店

を

名和支店

に、

東京支店

東京都中央区
日本橋兜町

鳥取県東京事務所

を

東京支店	東京都中央区 日本橋兜町	鳥取県東京事務所
銀座支店	東京都中央区 新富二丁目	

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和六十三年九月二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、一〇二
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五、六九六
- 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、九三二
- 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三一、八三七
- 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、六六七
- 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、一五五
- 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九二五

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、三七九
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇七三
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、六七九
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、四一八
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、六三三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年十月四日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 昭和六十三年十月七日(金) 午前十時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他